

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程
平成30年6月7日（木）午前10時
富岡町役場 全員協議会室

開議 午前10時00分

出席委員（13名）

委員長	宇佐神 幸一君	副委員長	堀本 典明君
1番	渡辺正道君	2番	高野匠美君
3番	渡辺高一君	4番	早川恒久君
5番	遠藤一善君	6番	安藤正純君
7番	渡辺英博君	8番	高野泰君
9番	黒澤英男君	10番	高橋実君
11番	渡辺三男君		

欠席委員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	高橋浩一君
副町長	滝沢一美君
教育長	石井賢一人君
会計管理者	三瓶直人君
総務課長	林紀夫君
企画課長	原田徳仁君
税務課長	小林元一君
健康福祉課長	植杉昭弘君
住民課長	杉本良君
参事官兼生活環境課長	石井和弘君
産業振興課長	猪狩力君
復興推進課長	黒沢真也君
復旧課長	三瓶清一君

教育総務課長	飯塚	裕	之	君
拠点整備課長	竹原	信	也	君
郡山支所長	斎藤	一	宏	君
参いわき支所長	三瓶	雅	弘	君
生課原活環境課長	渡辺	浩	基	君
生課原活環境課長	山口		学	君

職務のための出席者

議長	塚野	芳	美
議会事務局長	志賀	智	秀
議会事務係長	大和田	豊	一
議会事務係主査	杉本	亜	季

説明のため出席した者

常務執行役 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長	大倉		誠	君
福島復興本社 福島本部復興 推進室室長	岡村		毅	君
福島復興本社 福島本部復興 推進室リスク コミュニケーションセンター	高橋	邦	明	君
福島第一廃炉推進 カンパニー廃炉 コミュニケーションセンター所長	小林	哲	典	君
福島第一廃炉推進 カンパニー廃炉 コミュニケーションセンターリスク コミュニケーションセンター	大山	勝	義	君

福島復興本社
福島本部
いわき補償相談
センター所長

北瀬裕明君

福島復興本社
福島本部
いわき補償相談
センター部長

伊藤義寿君

福島復興本社
福島本部
いわき補償相談
センター部長

小牧隆男君

福島第二原子力
発電所副所長

原子昭洋君

福島第二原子力
発電所広報部
リスクコミュニ
ケータ

櫛田英則君

付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成30年2月・3月・4月分）について
2. (1) 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
(2) その他
3. その他

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○委員長（宇佐神幸一君） 定刻になりましたので、ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席者は13名全員であります。欠席者はゼロであります。

説明のための出席者は、町執行部より町長、副町長、教育長、生活環境課課長ほか、各課の課長であります。また、本日は説明のため、福島復興本社より大倉代表を初め各担当者においております。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、庶務係長、庶務係主査であります。

お諮りいたします。本員会を公開にしたいと存じますが、ご異議ござりますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 異議なしの発言が出ましたので、そのように決します。

では、暫時休議します。

休 議 (午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

○委員長（宇佐神幸一君） では、再開いたします。

それでは、本委員会に町長が出席しておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆様、改めましておはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、福島第一原子力発電所の廃炉に関する取り組み状況をご報告申し上げます。1号機では、瓦れきの吸引及び支障物の撤去が引き続き行われており、2号機では、使用済み燃料プール内の燃料取り出しに向けた上部建屋解体に先立ち、原子炉建屋の西側外壁の5階部分に出入り口を設置するための準備が進められております。また、3号機では、ドーム屋根設置が完了し、ドーム内の機器の設置及び試運転が開始されるとともに、燃料取り出しへの訓練が実施されており、使用済み燃料取り出しに向け着々と進められていることを確認しております。

また、平成29年7月にペデスタル内部の全体像を把握するため実施した3号機格納容器内部調査で取得した映像による三次元復元が平成30年4月に発表されました。復元によりプラットホームがレール上から外れるなど、構造物の相対的な位置を視覚的に確認することが可能となり、デブリ取り出しに向けて一歩前進したと感じております。しかしながら、多核種除去設備からの汚染水の漏えいなどトラブルが続いていることから、引き続き、町いたしましても原子力施設の安全性、町民の安全、安心の確保につながる確実な廃炉作業が実施されるよう関係機関と連携し、厳しく監視を行ってまい

りたいと考えております。

本日の委員会では、平成30年2月から平成30年4月分の通報連絡処理の説明、また中長期ロードマップに基づく廃炉作業の進捗状況について東京電力より説明がありますので、委員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げ、私からの挨拶といたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理（平成30年2月・3月・4月分）についてを議題といたします。

生活環境課課長より説明を求めます。

なお、新たな職員がいましたら、紹介をお願いいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

生活環境課課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） おはようございます。今年度最初の委員会でございますので、初めに職員の紹介をさせていただきたいと思います。

それでは、課長補佐兼原子力事故対策係長の渡辺浩基でございます。なお、また渡辺につきましては、本年度から原子力事故対策係長ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○生活環境課課長補佐兼原子力事故対策係長（渡辺浩基君） 渡辺です。よろしくお願ひいたします。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） 続きまして、昨年度より引き続き原子力事故対策係を担当いたします副主査の山口学でございます。

○生活環境課原子力事故対策係主査（山口 学君） 山口です。よろしくお願ひします。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） 最後に、今年度から生活環境課長となりました石井和弘でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、2月、3月、4月分の通報連絡につきまして係長よりご説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 原子力事故対策係長。説明は着席のままで結構です。よろしくお願ひします。

○生活環境課課長補佐兼原子力事故対策係長（渡辺浩基君） 改めまして、おはようございます。着座のままご説明させていただきます。

それでは、福島第一原子力発電所通報実績、平成30年2月から平成30年4月分についてご説明させていただきます。お配りしております資料の1ページ目をお開きください。福島第一原子力発電所からの期間中の通報件数は、下表のとおり748件となっており、そのうち原子力災害対策特別措置法25条による通報が471件となっております。

それでは、通報内容の主なものについてご説明させていただきます。資料の3ページをお開きください。初めに、ナンバー1についてご説明いたします。2月7日午前9時58分ごろ、第2セシウム吸

着装置（サリー）を起動したところ、電源異常が確認されたことから停止しております。電源異常の原因を調査したところ、第2セシウム吸着装置の電源盤にある電圧機より火花、異音が確認されております。電源復旧の対策としまして、電源を代替系統に切りかえ運転を再開し、異常のないことを確認しております。

続きまして、資料の5ページをお開きください。ナンバー7についてご説明いたします。3月15日午前11時50分ごろ、G3西タンクエリア内堰内にたまっていた雨水を移送していたところ、ホース先端が内堰外に外れたことにより内堰と外堰の間に漏えいし、その一部が地面の亀裂より浸透している可能性があることが確認されております。外堰排水弁は、閉鎖されていることを確認しております。なお、漏えい量は最大約6.5m³であり、外堰内にたまっている漏えい水は、バキューム車にて約6.2m³回収し、G3タンクエリアの内堰内へ移送を実施しております。浸透した水と土壤についてはバキューム車により回収し、亀裂についてはコンクリート等で充填し、復旧しております。なお、作業用ホースを固縛すること及び監視員を配置し、確認する旨の注意事項を要領書等に反映することとしております。漏えい水の分析結果については、記載のとおりとなっております。

前にお戻りいただき、資料の2ページ目をごらんください。次に、福島第二原子力発電所通報実績、平成30年2月から平成30年4月分についてご説明させていただきます。福島第二原子力発電所からの期間中の通報件数は、下表のとおり27件となっております。

それでは、通報内容の主なものについてご説明させていただきます。資料の7ページをお開きください。ナンバー1についてご説明いたします。2月8日午前8時58分ごろ、1、2号機廃棄物処理建屋において火災警報が発報し、同建屋2階冷凍機室から煙が発生したことを協力企業作業員が確認したため、午前9時4分、初期消火を開始するとともに、午前9時10分、富岡消防署に119番通報しております。午前9時15分、自衛消防隊を出動し、午前9時22分、富岡消防署の消防車が到着し、午前9時38分、鎮火が確認されております。なお、発電所敷地境界に設置したモニタリングポストの値に変動はなく、本事象に伴う外部への放射能の影響はありませんでした。また、この火災によるけが人もありませんでした。現在火災の原因については、廃棄物処理建屋サービス区域送風機（B）電動機であり、出火原因については、電動機工場で調査中であります。

次に、ナンバー2についてご説明いたします。平成30年2月13日、原子力規制庁より指示を受け実施中の2号機中央制御室換気空調系ダクト及びこれらの系統に接続されているダクト点検の本日作業完了後、換気空調機を起動したところ、午後5時15分ごろ、2号機タービン建屋3階に設置されている中央制御室給気処理装置A点検口から空気の吸い込みがあり、管理区域の空気が非管理区域へ流入している可能性があることが確認されております。その後、中央制御室換気空調機を停止し、同点検口周辺の放射性物質濃度を測定した結果、検出限界値未満であったことから、午後5時36分、管理区域外への放射性物質放出はないものと確認しております。

8ページ目をごらんください。2月14日に点検口の扉パッキンに劣化が確認されたものの、空気の

流入状況の再現性を調査するため空調機を起動したところ、空気の流入は確認されませんでした。2月20日に同点検口の点検補修（扉のパッキン交換）を行いましたが、再度点検口から空気の吸い込みが確認されたことから、同空調機を停止しました。3月26日に仕様を変更した扉のパッキンに交換し、点検口より空気の吸い込みがないことを確認しております。原因といたしまして、パッキンを交換した際スポンジ製のパッキンから潰れにくいゴム製仕様のパッキンとしたため、扉が締めつけにくい状態となっていました。パッキンに伴い点検口の扉を取り外したが、扉の復旧に係る詳細な締めつけ手順が作業要領書に記載されていなかったこと、並びに復旧後に扉を固定するハンドル台座のすき間を確認できなかったことから、扉が均一に締めつけされず、片締め状態となっていました。以上の原因から空調機を起動した際に点検口内部が負圧となり、パッキンと扉との接触状態が十分でなかった部位から点検口内への微量な空気流入に至ったものと推定しております。対策といたしまして、3月26日に当該点検口について扉パッキンをスポンジ製に交換するとともに、点検口の扉を均一に締めつけ、点検口内への空気流入がないことを確認しております。交換するパッキンの仕様、点検口の扉を外した際の扉の締めつけ手順、扉を復旧した後のハンドル台座の取りつけ状態の確認について作業要領書に反映することとしております。

以上が福島第一及び福島第二原子力発電所からの平成30年2月から平成30年4月分の通報実績となります。

私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） ご苦労さまです。

では、これより委員から質疑を受けます。質疑ございますでしょうか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） 1つだけ確認したいのですけれども、7ページの福島第二原子力発電所の1番なのですが、事象が起きたのが2月8日、原因を調査中ということで、対策は結果を踏まえ検討ということになっているのですけれども、2月からだと大分日にちたっているのですが、この原因とその対策についてはまだ来ていない状態なのでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） 係長。

○生活環境課課長補佐兼原子力事故対策係長（渡辺浩基君） お答えいたします。

送風機の状態が工場から結果が出ていないもので、まだ原因は確認されていない状態になっております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） よろしいですか。

○5番（遠藤一善君） はい。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございませんでしょうか。

10番。

○10番（高橋 実君） 関連で、午前9時4分、9時10分、ここで6分通報までかかっているし、自衛消防出動するまで11分かかっているし、計算していくと消防車の到着9時22分が即対応していれば9時16分に到着するわけだし、9時38分、富岡消防署により鎮火を確認が9時32分に早くなるわけだし、この時間帯は、どういう取り決めしているのだとわからぬけれども、何分以内に事件、事故が発生したらこういう手順で何分以内に手順どおり通報しなければならないというの、これだけの東京電力は不祥事起こしていてちょっと時間かかり過ぎていると思うのだけれども。ましてや、さっき5番委員の質問にある原因の調査結果を踏まえ検討、これ4ヶ月たっているのだ。かかり過ぎでないのか。

あと、下の段なんかもそうなのだけれども、ちょっと時間のルーズさ多くないか。8ページあたりの上段の2月14日にもしても、3月26日の交換して確認したと。内容読んでみると、ただ単に扉パッキン交換すればよかつただけの話で、ちょっと結果出して対応するまでかかり過ぎないか。そこら辺、富岡町の担当部局としてどう思う。

○委員長（宇佐神幸一君） 課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） ただいまのご指摘でございますが、初期消火から時間がかかり過ぎているということでございます。これにつきましては、東京電力に再度速やかな消火というようなことで申し入れをしたいと思ってございます。

なお、原因調査中ということで、なかなか結果が出ていないのではないか、長過ぎるのではないかというようなことも、担当課としても懸念しているところでございますので、これらにつきましても、速やかな調査結果をいただくような形で申し入れていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 10番。

○10番（高橋 実君） だから、9時4分の初期消火開始とあわせて、1人でやるわけでないから、すぐ消防署に連絡することなんかは可能なわけだ。6分も待ってやる必要ない。自衛消防隊出動させるのに11分もかかると、構内にある、自分のところの消火隊出すのに11分もかかるというのも、これまたお粗末過ぎないか。時間から追っかけて、状況の日にちから追っかけて、どれが妥当なのだ。こういう火災関係にしても、放射線絡む扉にしても即対応が大原則だと思うのだけれども、全然平成23年の事故教訓とした体制とっているように見えないのだけれども、きつく富岡町として申し入れてでもさせないとうまくないと思う。

○委員長（宇佐神幸一君） 課長。

○参事兼生活環境課長（石井和弘君） ありがとうございます。ご指摘のとおり、もう少し速やかな体制もとれると考えてございますので、これらにつきましては、東京電力と十分確認をしながら早い対応をするようにしていきたいと考えておりますし、繰り返しになりますが、それぞれのふぐあいに対する原因につきましては、速やかに町に報告していただくようにさらに申し入れていきたいと考

えてございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君）ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君）今委員からなしという発言が出ましたので、これで付議事件1を終わります。

次に、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所中長期ロードマップの進捗状況についてを福島復興本社に説明を求めておりますので、直ちに入室を許可いたします。

暫時休議します。

休議（午前10時20分）

再開（午前10時23分）

○委員長（宇佐神幸一君）では、再開いたします。

付議事件2に入る前に、まず説明のための出席者は、福島復興本社より大倉誠代表初め、お手元に配付した名簿のとおりであります。福島復興本社を代表いたしまして、大倉代表に挨拶をいただき、その後いつもお願いしておりますが、各担当者に自己紹介をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君）復興本社、大倉でございます。大きな事故から7年と3ヶ月以上が経過いたしまして、いまだに大きなご迷惑をおかけしています。帰還困難区域の残る富岡の町でも、大変なご迷惑が続いておりますことをおわび申し上げます。申しわけございません。

また、本日ちょっとお見苦しい格好でお邪魔させていただきました。私、広野に住んでおりますけれども、先週末に業務だけがをいたしまして、業務外のことではございますけれども、近くにお住まいの住民の方に双葉医療センターに運んでいただきまして、双葉医療センターで治療を受けさせていただきました。結果として、目の周りを10針縫いまして、まだ顔が腫れていますので、ちょっとお見苦しゅうございます。申しわけございません。ただ、双葉医療センター、私自分が患者で行くとは思いましたけれども、大変によくしていただきまして、本当にいい病院だなと思った次第でございます。富岡の町にも、そういう形でもまたお世話になってしまったなと思った出来事でございました。

本日も、いろいろご質問等いただきながらきちんとお答えを申し上げて、またご指導賜りたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君）目のけがも大変かと思いますが、回答よろしくお願ひいたします。

では、自己紹介をお願いいたします。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（小林哲典君） 福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターの所長をしております小林でございます。よろしくお願いします。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーションセンター（高橋邦明君） 復興推進室の高橋と申します。よろしくお願いします。

○福島復興本社福島本部復興推進室室長（岡村 肇君） 復興推進室長の岡村と申します。よろしくお願いします。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターリスクコミュニケーションセンター（大山勝義君） 福島第一廃炉推進カンパニーリスクコミュニケーションセンター大山です。よろしくお願いします。

○福島第二原子力発電所副所長（原子昭洋君） 福島第二原子力発電所副所長の原子でございます。よろしくお願いいたします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（伊藤義寿君） いわき補償相談センターの伊藤と申します。よろしくお願いします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） いわき補償相談センターの北瀬でございます。よろしくお願いします。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター部長（小牧隆男君） いわき補償相談センターの小牧でございます。よろしくお願いいたします。

○福島第二原子力発電所広報部リスクコミュニケーションセンター（櫛田英則君） 福島第二原子力発電所広報部の櫛田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） よろしくお願いいたします。

それから、発言するときにちょっと手を高く挙げて、少し声を大き目にお答えください。

それでは、付議事件2の（1）、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。

担当者に説明を求めます。

高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーションセンター（高橋邦明君） A3の資料をご準備ください。1ページ目にロードマップの大きな流れを示しております。工程自体は変わっておりませんが、至近の大きな作業の進捗といたしまして、右上の写真に示しておりますが、3号機の使用済み燃料プールからの燃料取り出しに向けて、ドーム屋根の設置を進めておりましたが、2月23日に屋根の設置が完了しております。次ページでも少し状況をご説明いたしますが、3月15日から燃料取り扱い装置等の試運転を進めているところでございます。

その2つ下にあります凍土方式の陸側遮水壁でございます。今まで遮水壁の進捗状況についてこの

場でご説明させていただきました。3つ目のぼちに書いておりますように、2018年の3月に陸側遮水壁のほぼ全ての範囲で地中温度が零度を下回るということになっております。このため、遮水壁によって遮られた水は、中央の写真で水色で囲っておりますが、これを迂回した形で地下水等が流れているような状況でございます。あわせまして、その遮水壁の山側では、遮水壁の内側と外側で4メートルから5メートルの水位差ができている状況でございます。右側の写真には、遮水壁の内側と外側の井戸の様子を示しておりますが、片側の井戸はほとんど水がなく、片側の井戸は水があるということで、これからも陸側遮水壁ができているというような状況が確認できます。これにまたあわせまして、サブドレーンの強化、周りの地下水を処理する系統でございますが、こちらにつきましても容量をアップしております。従来1日当たり900トンぐらいで処理していたものが今1,500トンぐらい処理できるような状況になっております。これをあわせまして、先ほどの凍土壁のところに記載しておりますように、地下水を安定的に制御し、建屋に地下水を近づけないシステムが構築されたと我々考えております。また、3月7日に開催されました汚染水処理委員会でも、この効果について評価をされているところでございます。

それでは続きまして、至近のトピックについてご説明します。2ページ目をお開きください。左上から順にご説明いたします。まず1つ目、1号機燃料取り出しに向けた対応状況ということでございます。1号機につきましては、燃料プールからの燃料取り出しに向けまして、瓦れきの撤去作業を進めております。瓦れきの撤去作業は、1月22日から進めております。現在北側の瓦れきを撤去しています。今後南側、使用済み燃料プールの上の瓦れきを撤去することになるわけですが、5月10日からそのプールを保護するための準備作業を開始しているところでございます。写真には建屋の周りの一部分を示しておりますが、この保護をするための作業に影響するために、Xで色が塗られておりますが、このあたりの撤去をする作業を今進めているところでございます。1号機につきましては、この瓦れき撤去の作業をしております。飛散防止のために、ミスト散水装置というのを準備しながら作業を進めおりますが、こちらのふぐあいがありまして、一時中断したところもございますが、今作業を進めているところでございます。

2つ目の2号機の原子炉建屋西側開口の設置作業ということでございます。こちらにつきまして、2号機につきましては真ん中のアニメに示しますように、建屋自体は壊れませんが、今後プールの燃料等を取り出すために中身の状態を調査するということで、原子炉建屋に穴をあけるという作業を今実施しております。壁の解体作業につきまして、5月28日から実施しております。この壁につきましては、5メートル掛ける7メートルの大きさのものでございます。4月16日から一部小さな穴をあけまして、現在壁をあけているところでございます。6月下旬から遠隔ロボットを使いまして、中身の調査を実施していく予定でございます。

続きまして、3号機の燃料取り出しに向けた対応状況ということで、先ほど燃料取り出しに向けまして試運転等を実施しているというところでございますが、そこに記載しております。3月15日より

開始しましたが、クレーンの制御盤でふぐあいが確認されました。クレーンの主巻きのインバーターのところで異音がしたというところでございます。現在その原因調査をしているところでございます。クレーン以外の燃料取り扱い装置、そのあたりにつきましては、作業を進めているところでございます。予定どおり、ことしの後半から使用済み燃料プールの燃料を取り出す作業に移りたいと考えております。

その下、サブドレン水位の監視装置の通信異常でございます。建屋の周りの井戸につきましては、建屋内の汚染水が外に出ないように地下水位を高く制御するということで監視をしております。その監視する設備に異常がございました。5月18日に通信ケーブルの異常で免震棟でその井戸の水位の確認ができなくなりました。現場の盤、現場がありまして、現場盤がありまして、免震重要棟で監視しております。現場盤まではその信号が来ておりましたので、現場では確認ができている状況でございます。一時期免震重要棟で確認できなかつたために、運転上の制限の逸脱のおそれがあるということで一度ご報告させていただきましたが、現場で確認できたこと、通信ケーブル、こちら光ファイバー、光ケーブルでございますが、これをすぐ復旧できたということで、通常の状態に戻りましたので、運転上の制限の逸脱ではなかつたということで取り下げをさせていただいております。現在は、通常に戻っている状態でございます。

その下、2号機の原子炉格納容器内部調査に向けた検討状況ということでございます。2号機の格納容器の中の状況につきましては、報道等でご存じかと思いますが、昨年にキャタピラーのついたロボットで格納容器の内部を調査しました。その情報をもとに、ことしの1月にさおの先にカメラをついた状態のものを投入しまして、調査を開始しました。そのとき、燃料集合体の一部について確認できたというような状況でございましたが、その画像について鮮明化するような作業をしております。4月には、その鮮明化した状況をご報告させていただきまして、ペデスタルの中、底部に堆積物がある。その堆積物の盛り上がり方から、圧力容器からデブリが下に落ち出した経路が複数あるような状況が確認できたりしております。また、冷却水も確認できました。温度も20度で安定しているということで、うまく冷却できるというような状況も確認しております。そういう状況でございますが、今後デブリを取り出すためにさらなる調査をするということで、現在は装置を大型化しまして、三次元の情報が入るような設備を準備しているところでございます。

その左隣、K排水路の濃度低減対策の状況でございます。今発電所には、大きく4つの排水路がA、K、あとB、Cとあと物揚場という4つの排水路がございます。そのうちのK排水路、この排水路につきましては、1号機から4号機の周りを通っている排水路でございますが、こちらにつきましては、雨が降ったときに線量が上がるという傾向がございます。そちらのグラフに、緑色のものは雨の量、上のオレンジ色のところにセシウム137の濃度を示しておりますが、赤の矢印で示していますように、徐々に濃度が低減している傾向にはございますが、赤い丸で囲んでいますように、降雨が大きいときには少し線量が上がるという状況でございました。この対策としまして、屋根を清掃したり、建屋周

辺のフェーシングを行ったりしております。また、今後建屋のといとかに浄化剤をつけるというような取り組みもしていくところでございます。こういうK排水路の濃度低減対策これから努めてまいります。

最後のトピックで、共用プールから乾式キャスクの保管設備への使用済み燃料の移動ということで、これから3号機の燃料プールの取り出しをしていくわけですが、その取り出した燃料につきましては、共用プールというところに移動させる予定でございます。現在共用プールが容量が多いということで、昔から冷却している燃料につきましては、乾式キャスクに詰めまして、乾式キャスク保管設備ということで、高台に移動させるような作業をしているところです。昨年から実施しておりますが、ことし分につきまして、5月27日からその移送作業を開始したという進捗状況のご報告です。

資料の説明は以上になります。

○委員長（宇佐神幸一君） 説明が終わりました。では、これより委員より質疑を受けます。ございますか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） 今の説明の中でちょっと確認させていただきたいのですけれども、まず1号機の取り出しに向けた対応状況のところで、説明の中で解体をしていきますということで、このバッテンのところの話が出たのですが、何かバッテンも支障物として撤去するような説明だったのですが、内容を読むとそこの辺ははっきり書いていないのですけれども、もう一回ちゃんと理解をした上で言っているのかどうか確認したいので、お願いします。

それから、K排水路なのですけれども、先日何か新聞の報道に、K排水路のことなのかどうかはちょっと定かでないのですけれども、建物に雨水が入り込んでそれが出てきているというような状況が確認されたという話があったのですが、それとK排水路のところは関係ないのか。実際に具体的に今フェーシングとか屋根をつけたりとかということでなったのですけれども、その状況において低減されているのか、このK排水路濃度の対策をもうちょっと詳しくお聞かせください。

以上2点お願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーション（高橋邦明君） ご質問2つ、まず1つの1号機のX部分の撤去でございますが、資料の通し番号がいわゆる8分の8のその後ろに、号機個々にあります6分の1ページというページをご確認ください。廃止措置に向けた進捗状況、使用済み燃料プールからの取り出し作業というところでございます。

〔何事か言う人あり〕

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーション（高橋邦明君） 参考資料と書いております、右上で6分の1ページと書いているページでございます。よろしいでしょうか。こちらに、左上に1号機の拡大図がございます。左側は、全体像を示した図でございます。右側の図面については、

建屋を上から見た図でございます。右側の上側が北で、下側が南側になります。現在北側の瓦れきを撤去しているところです。下の部分については、この下に使用済み燃料プールがあります。その上に燃料取り扱い装置とかが横たわっている状況になっております。これを横から見た図が左側の図でございます。その使用済み燃料プールの上にちょっと盛り上がっている部分ございます。これが燃料取り扱い装置です。これを今後取り除いていくわけですが、この取り除く作業の際に、この下に燃料プールがあります。燃料プールを破損させますと、今プールに燃料がありますので、水が外に出るとか燃料を直接破損させてしまうというようなリスクがございますので、これを保護するための作業を今後計画しています。その保護するためのものをするために、Xになっているところが邪魔になるということで、この撤去作業を開始しているというのがこれから始めておりますという作業の進捗状況でございます。

○委員長（宇佐神幸一君） お答え終わりですか。まだ。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーター（高橋邦明君） バッテンの周りのその横にあるところが支障物でございます。いずれにしろ、燃料プールを保護するための作業の前準備ということでやっております。

2つ目のK排水路の件でございます。本日の新聞とかでもありましたように、地下水が流入する経路としましては、ケーブルトレチから水が入っているもの、あとは建屋の天井から雨水が入っているもの、あとはK排水路のままでのところから、本来でありますとK排水路に流れしていくような、建屋の周辺の水がK排水路に流れれるようになっているのですが、K排水路のままでの水がたくさんありますとそこは逆流してしまうので、逆に地下水が流入してしまうというような経路がございます。先ほどご説明しましたのは、そのK排水路の線量を下げるという作業ですが、地下水の流入する経路の一つのK排水路へ流れ込むその経路だということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） まず、1号の上部の建屋の件なのですけれども、例えば2号機とか3号機だと、こんなふうにしてやっていきますよというのがあるのですけれども、今1号機を聞いていると、支障物を取ることと、上部の鉄骨の建屋をどうするのかというところがどうなっていくのかということはちょっとわからないのです。1号機は、非常に危険な状態ということでカバーをしていて、飛散しないようにカバーを取ったわけですけれども、この後それをどうしていくのかがちょっと今の話だとわからない。今の話だと、Xの部分を取ることではなくて、横の支障物を取ること。そうするということは、この建屋の鉄骨は残しておきながら、中の作業をするやり方をしていくのかと聞こえたのですが、具体的にどういうふうにするのかという、この上部の鉄骨の部分をフレームを残したまま作業する方向で考えているのか、この上部の鉄骨のフレームを3号機のように全部取ってしまって、何かカバーをしてやろうとしているのか、ちょっとその辺がはっきりしないので、

もうちょっと具体的にきちんと教えてください。

それから、K排水路の状況ということで、はっきり聞かなかつたから悪いのですけれども、排水路の汚染源の除去していく排水路が雨水が雨が降ったときに上がってしまうという状況は、今度の梅雨以降はもう大丈夫なような状態になったと考えていいのかということに関して、その対策が済んだのかということでお答えください。

○委員長（宇佐神幸一君）　高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーションセンター（高橋邦明君）　まず、1つ目の撤去については、ご説明がうまくなくて申しわけございません。先ほどの建屋の鉄骨が残っております。そのうちのXになっているところは撤去します。Xのところは今後、全てではないですが、数カ所撤去します。

○委員長（宇佐神幸一君）　いいですね。そのまま続けて。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーションセンター（高橋邦明君）　数カ所撤去します。数カ所撤去するのですが、Xを撤去するためのその横棒を取る作業を開始しましたというのがその写真に示しているところです。Xのところ全て取るわけではなくて、作業を干渉をすると計画しています、4カ所ぐらいが干渉すると今のところ考えておりますが、その部分についてのそのうちの1つがそこにお示しをしているものでございます。

もう一つについては、雨水の対応について、これはちょっと質問がうまく理解できていないのですが……

○委員長（宇佐神幸一君）　大山さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターリスクコミュニケーションセンター（大山勝義君）　排水路の浄化につきましては、これまでもフェーシング等やっておりまして、現在浄化等を行っている状況であります。それで、これまでも行っていて、このグラフでわかるとおり、だんだん右下がりにはなっていて浄化が進んでいるということがわかっています。ただし、まだ屋根等調査を行っていて、まだ汚れが残っているということがわかつたので、その汚れの部分から雨が降るとその水を拾ってK排水路の流れで上がるということはわかっていますので、今後その浄化を継続してやっていくことなので、今後次の梅雨が来たときにもうなくなるかというと、まだ継続して低減作業は続けなくてはいけないという状況であるということであります。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君）　5番委員。

○5番（遠藤一善君）　1号機のバッテンを取るというのは、事務方の人が話しているからそのでしようけれども、これバッテンはブレースなので、構造のやつなので、端っこなんか特に取つたら鉄骨が自立していない状態になつてしまうのですけれども、雨でずっと外部にさらされている状態で、ボルトがさびたりとかいろんな状況で新築をしたときの状態ではないと思うのですけれども、当

然技術系の方々はプレースをどこを取っても大丈夫なのか、大丈夫ではないのかということは計算の上でされるのかと思うのですけれども、説明をするときに最低限その構造的に重要なものを取るのですよと簡単に言いますけれども、それは非常に不安になるので、申しわけないのですが、その4力所取るということの4力所プレースを取った状態でもきちんとこの上、今の話聞くと、プレースを取るということは上の鉄骨の建屋は取らないということだということなので、それがプレースを取った状態で自立して安全性が確保されるということをきちんと後日説明をしていただきたい、ちゃんと数値的に。

〔「この状態で」と言う人あり〕

○5番（遠藤一善君）　　はい。ということでお願いしたいと思います。

あと、K水路のことは、どんどん下がっていっているということでわかったようなのですが、そうするとその建屋にほこりがついている間はだめだということで、建屋のその放射性物質がついて雨で流れてしまうようなそのものをこれからそれそのものを掃除していくというか、吸引していくような作業ということを考えているのか。それとも、ただ下がっていくからということでどんどん、どんどん流れていってK排水路のところで処理をしていくというような考え方なのか、それも最後にちょっとお聞かせください。

○委員長（宇佐神幸一君）　　大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉　誠君）　　1つ目の質問、ご意見についてお答えさせていただきます。

説明もまた十分でなく、ご心配をかえってかけるようなことだということでご指摘を頂戴したと思います。やりたいことは、使用済み燃料プールにアクセスをして燃料を出したいということあります。その上に瓦れきが積もっているので、その瓦れきを安全にどけなくてはいけない。その瓦れきを安全にどけるときに、1号機の場合には横からそのプールの保護をするという、そういう工程を踏まえてその後瓦れきをきちんと安全に撤去していく、そういうことを考えています。その過程の中で、当該のこのバッテンの部分というものにも、今そのバッテンの部分を最終的に4力所取りたいと申しましたけれども、その作業を進めるにも支障があるこの支障のものを取り除く作業を始めましたという、そういうストーリーの話をしたつもりでした。横で聞いていても不十分だったものですから、おわびを申し上げます。

その上で、今構造的に大事なものを取るのだから、そのことが大丈夫だということはちゃんとあるのだろうけれども、それを改めてきちんと計算して大丈夫なのだということを説明してくれという、そういうふうに受けとめました。次回きちんとお答えしますし、次回3カ月後ということであれば、お許しいただければ、ご相談の上で事務局にご相談をして、話を上げるようにさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君）　　大山さん、どうぞ。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターリスクコミュニケーションセンター（大山勝義君） 2点目の排水路につきましては、先ほど申しましたとおり、屋根にほこりがあるということはわかっていますので、今後計画的に掃除をして、よりK排水路に流れにくい方策をとっていくという予定でいます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） よろしいですね。

議長。

○議長（塚野芳美君） 今の件、代表というか、高橋さんでしたか、聞いていることは、だから余りにもあっさり、それで抽象的な言い方するから、そうすると技術屋としては理解できないのです。このプレースは、これ6階なのですか。6階の建屋の側面のプレースなのかどうかということがあるのと、何力所プレースあって、4力所取るから強度的に大丈夫ですよとかと、そういう説明しないと話が進まないです。ちゃんとした説明になっていないのです。それは、もう技術屋さんはわかっていてこれを、工事を計画したはずですので、何力所のと、ただ単に4力所取りますと言われても、それで大丈夫かいという話になりますので、もうちょっと丁寧なわかりやすい説明をしてもらわないと話はまずいです。

○委員長（宇佐神幸一君） 高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーションセンター（高橋邦明君） 済みません、ご説明をうまくできませんで申しわけございません。

Xのものがあるその四角の升につきましては東西に5個、南北6個で3段ありますので、そのうちの4個を取るだけですので、強度は問題ないと考えておりますが、詳しくは具体的なその算出した根拠はございませんので、後ほど次回ご説明させていただきたいと思います。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 済みません、繰り返してございますけれども、議長の、委員のご指摘もごもっともでございます。安全にかかわることですし、安心につながることでございますので、きちんとしたご説明を用意してご説明に上がりたいと思います。次回、また3カ月後になりますので、よく相談の上、お許しいただければ事務局を通じてもっと早目に、こういうことなので、大丈夫だと思っていますというご説明わかりやすくいたしたいと思います。申しわけありませんでした。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宇佐神幸一君） 議長よろしいですか。

ほかにございますか。

11番委員。

○11番（渡辺三男君） 今の議論聞いていると、まさにこれプレースは構造体なのです。構造体は絶対取れないので。取るからには、予備のプレースをどこかに入れるとかしないと絶対取れないので

す、これは。取つたら基準法違反ですから。だから、取るためにこういう処置をして取りますよということにならないと理解できませんので、ぜひその辺をきちんと次回でもいいですから、説明してください。

あと、ちょっと2点ほど。まず、共用プールの乾式キャスクなのですが、共用プールには十分余裕があるという説明でしたが、今共用プールに入っている燃料、これはどの程度まで下がっているのか。この乾式キャスクで大半が対応できる温度まで下がっているのかどうかと、あと一時期話題になったトリチウムを含んだ汚染水です。最終的には東京電力さんはどうするつもりなのか。これ、なかなか答え出なくて規制委員長からもかなりこの間きつく言われていたみたいなのですが、私心配しているのは、例えばどこかへ流すとか何かで固めてしまうとか、どんな方法あるか私はわからないです。ただ、海に最終的に流すなんていう事象があったとすれば、また2次風評被害が起きるのです。せっかく原発事故から7年が過ぎ、8年目ですよね。ある程度風評被害もおさまりつつあるところにそういう状況が生まれると、また原発事故の当初の風評被害に戻ってしまうのです、特に海産物は。だから、やるのだったら早いほうがいいし、その辺をどう考えているかなのです。この風評被害というのは、もうどうしようもないですから、手だてないですから。私心配しているのは一番その辺なのですけれども、多分答えは出ない、その答えは言えないはずですので、その辺はとにかく一日も早く答え出してもらわないと、地域の人たちが再度困った状況に陥るということです。その辺を十分早急な検討課題にしていただければありがたいと思う、その問題は多分出ないと思いますので。

○委員長（宇佐神幸一君） 大山さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンターリスクコミュニケーションセンター（大山勝義君） 最初のご質問、共用プールの話をします。共用プールにつきましては、先ほど余裕があると高橋は言ったのかもしれません。実は、共用プール自身は大体6,800ぐらい入るキャパがあるのですけれども、おおむね満タンです。したがいまして、3号から取り出すときには、それに先だってキャスクに入れて共用プールをあけるという作業をするというのがこの説明書に書いてある内容でございます。

あとは、この共用プールにあるものが乾式キャスクに入るのかどうかについては、大体もう10年以上冷却したものでありますので、今の乾式キャスクの設計上は、大体のものが対応できるという状況にあります。もし対応できなかったとしても、設計変更することによって、例えば回数を減らすとか等して対応できますので、共用プールにあるものについては、おおむね今後も継続的に搬出できると考えているところです。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 一番最初に構造物のお話をいただきました。これも、先ほどお答えしたとおりきちんとご説明をさせていただき

たいと思います。

最後のトリチウム水の件については、答えは要らないと承りましたけれども、おっしゃることよくわかりました。会社としても、そのことを意識しながら、国の委員会の推移を見守ったり、最終的には決断しなくてはいけないと思います。また、どのような処理方式をとるにしても、何らかの風評があることも、これも事実だと考えておりますので、その対策も含めて私どもとして考えなくてはいけないことだと思っています。結論を得ましたら、早急に皆さんにお話をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） 11番委員。

○11番（渡辺三男君） わかりました。

共用プールに関しては、ある程度もう冷却されているからキャスクで間に合う状態になってきていくと。どうしても高いときには、本数を減らして決められた温度に保てるようになります。1つ安心しましたが、実際満杯なのですね。満杯ということでやっぱり心配の種はあるわけですから、できるだけ乾式キャスクに入れられるものは入れて、あきをつくるような状況になればありがたいのかなと思いますので、そういう努力方お願ひします。

終わります。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにござりますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君） 汚染水対策で質問させてください。今11番委員からあった問題なのですけれども、やはり今フランジ型から溶接型のタンク、それも数年後には満杯と。やはりこの多核種除去装置によって全てのものが除去できなくて、トリチウムだけが残ると。そのトリチウムということに関して、私ら知識ないです。結局どれだけ悪い物質なのか。ただ、詳しい人に聞くと、限りなく水に近いという方もいるので、その辺をやはり東京電力もただ単に海に捨てさせてくださいと例えば数年後に言うようになるのか、別の処理方法があるのか、それはわかりませんけれども、ただそのときが来たときに何か対策をとるのでなくて、例えばそのトリチウム水で魚を飼って、その魚が数年後どんな状態になっているか。内臓とかそういうものを分析して、その放射能物質でやられてしまった魚になるのか、全く影響ないのか、トリチウムで生態系の臨床実験をやって、やはりこの地域住民に理解してもらう努力も必要でないかなとは思うのだが、全くの悪者なのでしょうか、トリチウムというのは。その辺ちょっと簡単にわかる範囲で教えてください。

○委員長（宇佐神幸一君） 高橋さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室リスクコミュニケーション（高橋邦明君） トリチウムについては、エネルギーが非常に小さいこともありますし、内臓とかに蓄積するようなものではございません。法令に体に影響がない濃度を設定したものがございますが、それに従っていれば悪影響を及ぼすものではないと考えています。体への影響についても、セシウム137とかがよく話題になりますが、その700分

の1ぐらいの程度と小さくなっているような状況でございます。また、自然界にも多く存在しているものでございます。

ただ、我々やっぱり外に放出するにしても、基準が定められておりますので、それよりも低く加味することは重要なことかと考えています。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 濃いものを薄めて出すからいいという論法は、ちょっとこれ理解できないのです、やはり海を汚すことには違いないので。ただ、私が知りたかったのは、そのトリチウム水の水槽で飼われた魚がどのように変化していくか、それを人間が食べたらどうなるか、そういったところを医学的、科学的根拠に基づいてある程度知らせることによって、これは結果今現在わからないけれども、ああ、トリチウムはそんなに大したことなかったのかという問題なのか。何か原子力発電所というの日本だけではないから。韓国とか中国とかいろいろあると聞くので、そういった中でよその国はばんばん流していて、日本だけ流してはならないというルールのもとに流せないのか、本当に悪い物質だから流せないのか、その辺をきっちり知りたいので、東京電力も先ほど申し上げたように、そのトリチウム水で魚を2年、3年飼って、その魚がどんなふうに、その影響を受けやすいような魚を選んで飼ってもらえばありがたいのだけれども、それを食べたらどうなるかぐらいのサンプルというか臨床実験やってみるべきではないかなと思いますけれども、代表どうですか。

○委員長（宇佐神幸一君） 小林さん。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（小林哲典君） ご指摘ありがとうございます。

今委員のご指摘の趣旨は、トリチウムというものについてのやはりその化学的な部分も含めてご理解がなかなか社会の方に伝わっていないのではないかと。そこを何とか東京電力としても、主体的に伝える努力をするべきではないかと、その一つの方法として、恐らく魚の実験ということもご提言されているのではないかと承りました。今後魚の実験、一応私広報の担当でございますが、トリチウムについて国際的にいろんな研究も既にされているところもあると思います。私が知らないだけで魚を使った実験等もしているかもしれません。だから、そういった情報をきっちりと我々も勉強しまして、それを勉強するだけではなくて、いかにわかりやすく地域の方々に、一般の方々にも理解できるようにお伝えしていくかというところをしっかりとやれというご指摘かと受けとめましたので、この場で魚の取り組みをするとか、あるいは今こういう結果出ているということは私も持ち合わせておりますが、今いただいたアドバイスということで取り組んでまいりたいと広報としては思っておりますので、ご指導ありがとうございました。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） はい。

○6番（安藤正純君） よく東京電力の説明の中で、その国の基準という言葉が出てくるのだけれども、富岡町で国の基準というと、やはり20ミリが国の基準だったり、ちょっと地域住民と認識が違うのです。だから、海洋放出も、国の基準に基づいてなんて言っても説得力ないのです、国の基準が相当高いものだと思っているから。やはり汚染された土なんかも、原発事故前は3,000ベクレルだったのが今度8,000ベクレルとか、国の基準はその都合でいっぱい動くから、原発の構内で働く労働者の被曝の限度もどんどん上がってしまったり、国の基準は余り使ってほしくないので、今おっしゃったように、世界でそういうデータがあるかもしれないとおっしゃいましたけれども、私はこの福島の近海の魚で、それを見て地域の住民が直接肌でああ、大丈夫なのだなと思えるような、IAEAのデータではどうだったとか、そういったことではなくて、生のデータ、見てわかるようなものをやっていただければありがたいというお願いです。

○委員長（宇佐神幸一君） はい。

○福島第一廃炉推進カンパニー廃炉コミュニケーションセンター所長（小林哲典君） ありがとうございました、再度教えていただいて。私ちょっと理解が足りなくて、要点のまとめ方を間違ってしまったようございますが、ご発言のご趣旨は承りましたので、その点も含めて社内で検討させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） ただいま委員から発言がなしということでいただきましたので、これで付議事件2の（1）を終わります。

次に、付議事件2の（2）、その他を議題といたします。委員の皆さんより付議事件2の（1）以外に東京電力にお伺いすることあれば承ります。ありますでしょうか。

5番委員。

○5番（遠藤一善君） ちょっと賠償のことでお聞きしたいのですけれども、避難指示が解除になっていろんな状況が起きてきてまして、建物のリフォームとかそういうのが出てきていて、現実的にリフォームをしたときに廃棄物の処理のガイドラインに抵触しそうなものとかいろいろ出てくるのですけれども、ご存じのように、8,000ベクレルのものなのかそうではないのかでいろんな形で大きく変わってくるのですけれども、排出者側が8,000ベクレルの証明書を添付しろと県では言ってくるのです。そういう場合に、当然リフォームというのは住民のものではなくて、産業廃棄物なので、業者側なのです。そういうときに、その8,000ベクレルの証明書を正式なところでやったものでないとだめだと、県なのか国なのかわからないのですけれども、言うのですけれども、そういう場合の検査料というのは漏れなくというか、間違いなくきちんと東京電力で賠償はしていただけると考えてよろしいのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（宇佐神幸一君） 北瀬さん。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） ご質問ありがとうございます。

今いただいたご質問の趣旨としましては、その処理のための証明書取得に必要な費用と、それから処理そのものの費用ということだと思いますけれども、基本的には、解体した場合にはその解体したものというのは産業廃棄物になってしまふと、委員のおっしゃるとおりだと思います。そしてまた、それを処理するに当たっての今おっしゃったような諸手続に係る費用につきましては、原則的に賠償の対象かどうかということですけれども、明確なその基準といいましょうか、一律的に賠償できます、できませんというようなちょっと基準は今のところはございませんが、個別にいつもの答弁の繰り返しになって大変恐縮なのですけれども、1ケース、1ケース、お一人一人のその場合のケースをじっくりとお話を伺わせていただきてその場で判断させていただくと。そしてまた、そのケースによって、今のところそれほどたくさん今のようなケースが出てきているという現状にはないと認識しておりますが、そういう前例ですとかケースが出てきたことによりまして、またその基準ができていくというようなサイクルで賠償基準というのは回っている部分ありますので、そこにつきましては、まずは当面はお話を伺わせていただくという対応で今やらせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番。

○5番（遠藤一善君） 件数が出ているとか出でていないの問題ではなくて、産業廃棄物を処分するときに、最初は空間線量である程度その廃棄物の線量を見るわけですけれども、それがもうある程度持つていって通常の一般的の廃棄物としては処分ができないさうな状態になったときに、県の廃棄物の浪江とかそういうところ行って、それが今度環境省に行くと、確実にベクレルを出してくださいと言われるわけです。それは、そんなことは事例が挙がるとか挙がらないではなくて、もうどういうシステムで国が動いているのかということを確認すれば、必ず8,000ベクレルを超えてるのか、8,000ベクレル未満なのかの証明書はつけてくれと県で言います。県というか、その廃棄物のマニュアルでなっていますので、それが確実に必要なものが出てきたときに、それが事例があるとかないではなくて、誰が出了した放射能でそういう8,000ベクレルが超えたり超えなかつたりするのかの話に戻りますけれども、そういう状態の中で、出さなければいけないとなつているものを事例があるからとかないからではなくては、出さなければいけないものだったらば、確実にもうそういう費用は出しますということで言っていただかないと先に進んでいかないのですけれども、どういうことになっているのですか。

○委員長（宇佐神幸一君） 北瀬さん。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） 申しわけございません。ちょっと説明が不十分だったかもしれません、その解体をするに当たりまして、リフォーム含めてだと思いますけれども、個人の方がお仕事としてお願いする、そこの費用の中にそういう証明書の取得費用等々も入った上でのその解体という費用であれば、そこにつきましては、その解体費をお支払いす

るというスキームの中で出ていくのではないかというケースもあると思いますけれども、おっしゃるとおりそのケースの多い少ないで決まってくるものではないということはもちろんそのとおりでございまして、ただ今のところそこの特出しでその証明書を取得するためにかかった費用について、出るのか出ないのかということの明確な基準が大変申しわけございませんが、今のところはちょっと定められているかどうかと言われた場合にはないものですから、解体工事のその費用の中の請負契約であれば、請負契約の中のその費用として見るというような考え方で今のところは進んでいると理解しております。

以上です。

○委員長（宇佐神幸一君） 議長。

○議長（塙野芳美君） 北瀬さん、話を本当に理解して聞いているのですか。かみ合っていないです。事例、事例と、事例関係ないでしよう。

今言っているのは、解体というのをあなたがどのことと言っているかわからないけれども、環境省が解体するものなら、向こうが持っていくからいいのです。5番委員が言っているのは、リフォームなんかしたときに出たのが業者を頼むので、産業廃棄物であると。それをですから、8,000ベクレル超えれば、これは環境省で処分してくれる。そういう場合自分が出すのですけれども、その8,000ベクレル云々の測定して証明書、それからその8,000ベクレル未満だった場合のその処分料を出すのか出さないのかということなのですから、そのケース、ケースによってではないです。そういうのが幾つもあるわけですから、そうした場合に出るのですかと、ただ1つのこと聞いているのです。もっと単純明確に答えていただかないと、何となく逃げているという感じがして。それで、それは別枠で出るのか。それとも、例の住居確保損害の中で見るというのか、明確にお答えしないといつまでもだらだらしますので。

○委員長（宇佐神幸一君） はい。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） 大変申しわけございませんでした。

そのところにフォーカスした基準について明確にお答えしたいところなのですけれども、ちょっともしあるか許しいただければ、別途明確に確認してお答えする機会いただければと思います。きょうこの場で私も出ます、出ませんということがちょっと勉強不足な面もあるかもしれませんけれども、あるものですから、次回までにお答えすると。もしくは、別途きちんとした形で明確にお答えするということでおろしいでしょうか。

○委員長（宇佐神幸一君） 5番委員。

○5番（遠藤一善君） 済みません、住居確保損害の対象ではない人でも、住居ではないものでもそういうものが廃棄物としては出る可能性があるので、具体的にということであれば、きちんとどういう状態でどういうことが起きるのかということを説明しますので、ただ決まっていないのであれば、

この今富岡の状況というのがどういう状況なのか、もうちょっと把握していただいて、そういうことがスムーズに進んでいく体制をとっていただかないといけないので、そこはきちんとしていただきたいということでお願いします。

○委員長（宇佐神幸一君）　　はい。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君）　　申しわけございませんでした。

個別にお伺いさせていただいて、具体的にどんなケースがあるのかというまず勉強から始めさせていただくことを含めまして、早急に個別に次回のこの委員会とは言わずに、お話を伺わさせていただいた上できちんとした回答を、本社とも調整した上でさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君）　　ほかにござりますか。

6番委員。

○6番（安藤正純君）　　商工業者の賠償についてお尋ねします。

去年の平成29年3月からことし30年2月まで、商工業者のその将来の損失というのか、4年分をもらって、プラス2年分をもらって、まだ減収だからということで500件ほど申し込みがあって、まだ成約に至ったというか、東京電力が因果関係を認めてくれたのは1件しかないよというようなのが国会でもあったり、報道でもあったり。なぜそんなに、東京電力は被害が続く限りと言っておきながら、500分の1だ。何でそんなに厳しいのと。一方では、余りこの場ではふさわしくないと言われたのだけれども、大倉代表の前代表の石崎さんが親しい関係にあった人に、個人的な賠償で応援はしていません。これは、私も読ませてもらいましたけれども、やはりその関連企業を使いながら講演料として面倒見ている。だから、この被災者に対してちょっと色分けしているのではないかと。一方ではかなり厳しいことを言いながら、一方では知り合いに優しくしているというか、面倒見ているというのか、これが東京電力の体質なのかということがちょっと疑問あります。その辺、これ退職してからの話だったらば、ここでふさわしくないけれども、現職の代表としての在任期間の出来事だから、これはちょっとやはり一言言わせてもらいたいということで言わせてもらいますけれども、まずその甘い人は甘い、一般的には厳しい、その辺の考え方を代表からちょっと一言お願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君）　　大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉　誠君）　　委員から今厳しいご指摘いただきました。前任の石崎の件でございます。週刊誌報道で皆様に大変お騒がせもし、また不快な思いもさせまして、大変に恥ずかしく思います。申しわけありません。

週刊誌報道の中で幾つかございましたけれども、例えば賠償で手心をと読めるところありました。それから、冊子の購入等で便宜を図ったという、そういうことも書いてありました。私実は、その手の内容については、週刊誌で正直初めて知ったところでございまして、すぐに私なりに実績等々の確認に走ったところでございますけれども、まず石崎は週刊誌の記事読む限り、自分でしゃべったとい

うことですから、そういう関係にあった方に対して便宜を図るような、そういう気持ちがあったのかかもしれません。動機においてそういうものがあったとすれば、これはまことに不適切ですし、私としても恥ずかしく思う次第でございますが、そうした指示なり呼びかけなりを受けたのは、実は当時は私は前職は復興調整部長しておりましたけれども、私の部下たちでございます。私の部下たちは、そうした指示なり呼びかけを受けて、通常の仕事の中で仕事をしております、例えば冊子の購入等についても、有志の購入ということで、会社のお金を使うようなことはしておりませんし、またその冊子の中身につきましても、これは団体の活動としてはしっかりしております、その冊子についてもおつくりになったのは、きちんとしたお医者様たちが集まって子供のため、あるいは子供の親のためにつくった立派な冊子でございます。1冊500円でございましたけれども、そうした冊子を社員たち有志に呼びかけて購入したという、そういう形でございましたので、会社の金を不正にとか、えこひいきをしていないかとかいう、そういう事例ではございませんでした。ただ、先ほど申し上げましたように、石崎自身が語るところによれば、そうした特別な関係を持ったことによって便宜を図ろうとしたというようなことを申しておったようでございますので、もしもそれが事実としたらば、本当に申しわけなく思いますし、残念に思っております。繰り返しですけれども、実務については私の部下たちがやったことで、これは決して不正とか不適切とかいう、そういう実務にはなっておりません。被災者様に対して色分けとかえこひいきとか、現実に私どもの部隊が動く中ではそういうことにはなっていないということをご報告申し上げます。お騒がせして申しわけございませんでした。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 代表、それとその500件申し込んで1件しか認めていないというのは、これは因果関係が認められないからという、私その因果関係を決めるのは誰ですかと以前質問したことあるのですけれども、東京電力が一方的に原因と結果の関係はありませんと、結局それはおかしいよと裁判で裁判官と例えば検事を両方東京電力がやって、それでは一人二役みたいなもので、おかしいよと質問させてもらったことがありますけれども、こういう場合は認められるけれども、こういったものは認められないと、そういうものがないと、みんな空振りというか、もう2年過ぎたから収入がないから東京電力にといっても、全然弁護士入れても税理士入れても話にならないよというのが現状なのです。その辺、賠償の責任者としてどういうものが認められるのか、きっちりわかりやすく説明してください。

○委員長（宇佐神幸一君） 北瀬さん。

○福島復興本社福島本部いわき補償相談センター所長（北瀬裕明君） ありがとうございます。

まず、実績につきましてですけれども、委員おっしゃったとおり平成30年、本年の4月末時点で少し申し出いただいている数がふえまして、約600件ご請求をいただいているものに対しまして、合意をさせていただいたのが1件と、こういう状況でございます。以前も宿題というかいただいたように、例示です。どういうケースだったら支払われて、どういケースだったら支払われないのかということ

を漫画絵みたいな、図みたいなことで示してほしいとご要望いただきまして、その時点での範囲でお示しした経緯ありましたけれども、まさにご質問の後半の部分というのは、それと同じような今ご指摘だと思います。600分の1というと少ないという感じなのですけれども、今進行形のものもありますし、それで伺っている分としては、その分母の600ということになっておりまして、全て完全にお断りしているということではないということがまずありますし、その伺っている範囲では、合意に至ったものについては1という数字になっておりますけれども、繰り返しにもなりますけれども、一括賠償超過した分のお申し出に関しましては、本来の損害賠償のスタイルといいますか、1件1件お話を伺って、弁護士にも、専門家の目を通しながら対応しているということでございます。大変申しわけございません。1件という実績には変わりございません。

○委員長（宇佐神幸一君） 6番委員。

○6番（安藤正純君） 600分の1は、現在進行形という言葉で少し逃げているのかなと思うけれども、決してこの東京電力威張られた数字ではないと思うので、全く今回の原発事故のせいでお客さんがいなくなって商売ができなくなった人なんかは、もう廃業せざるを得ないというか、その営業 자체できなくなつたので、立ち上がりがない、そういう人は全然仕事をやる気ないと判定されて、仕事もしていないのに賠償なんかあり得ないよと。原因つくったの誰なのだということを言いたいのです。結構事例の中には何でこれと、東京電力が徹底的にダメージを与えておきながら、あなた方はやる気がないからだめなのですよと、そんな論法ありますかということなのです。あとは12市町村というか、富岡に戻って営業していないからだめだとか、いろんな理由をつけられてだめだと言われたところが結構あります。私も何人かに、今出しているけれども、どうなるかわからない。あれ出せ、これ出せと言われて期待を持って、何か結果的にぬか喜びで、いかにも出してくれそうな雰囲気で言うけれども、結果はだめだったというところが結構多いのです。そういうところで、因果関係ということを使うのであれば、まず原発事故の原因はどこなのだ、誰がつくったのだ、その辺から入ってもらわないと、東京電力に幾らこういう席で言っても、何か原賠審の指針を変えないと無理なのかなと。私たちが交渉する相手は、国ではないと進まないのかなと思ってしまいます。その辺どうなのか。大倉代表、お願いします。

○委員長（宇佐神幸一君） 大倉代表。

○常務執行役福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（大倉 誠君） 濟みません、厳しいご指摘をいただきました。

新聞でも報道された600件と1件、新聞では500でしたけれども、なかなかお読みになった方、委員がおっしゃったとおりのご反応で当然かと思っております。私も、今中で随分中身をよく見ているところでございます。そうした上で、北瀬は進行形と申しましたけれども、今のところこれだと無理ですと申し上げたのは、出していただいた資料とかあるいはその状況をお知らせいただいた中では、どうしてもこれだと無理なのですというお答えをした件数でございまして、新しい資料とかやはり新し

い考え方みたいなものをご提示いただく途中にあるものもたくさんございますので、まだこれでおしまいと決まったわけではないということを北瀬は進行形と申したものと思います。

それから、最後の委員のご指摘は、前々回でしたか、当時の補償相談室であった近藤が参りましたときに、損害賠償法理の説明をいたしました。因果関係、事故を起こしたのはもちろん私どもでございます。事故で放射性物質が出て、そして避難指示が出た、これは明らかなことあります。それをして、中間指針とかそういう指針ができておらず、またその中間指針はあまねくというものでございますので、個別の事情はその上にプラスアルファされるものという、そのようにして大勢の弁護士にも入っていただいている中での出来事でございます。そういう意味では、私ども決してその払わない側に物を解釈しているのではなくて、損害賠償の日本の法律の法理の中、あるいは原賠法の法理の中で適切な対応を心がけた結果が今の結果でございます。引き続き、できることはよくお話を聞いて、また法理に照らしてお支払いできるものは必ずお支払いするというこの方針に変わりないのですけれども、今のところはお叱りを受けるべき状況にあるのは事実でございます。引き続き取り組ませていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（宇佐神幸一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） ほかになしという発言が出ましたので、これで付議事件2の（2）を終わります。

また、東京電力の方には、先ほど各委員から出ましたご回答できなかった分、また文書を上げる分につきましても、上がり次第いただきたいと思います。各委員の件等もありますので、よろしくお願ひいたします。

では、これで付議事件2の（2）を終わります。

ここで、大倉代表を初め福島復興本社の方々には退出していただきます。

暫時休議します。

休 議 (午前11時30分)

再 開 (午前11時32分)

○委員長（宇佐神幸一君） では、再開いたします。

次に、付議事件3、その他を議題といたします。

町執行部からその他ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 委員の方からその他ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（宇佐神幸一君） 委員の方もなしということで、これで付議事件3、その他を終わります。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 (午前 11 時 32 分)